

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長及び長野市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 5 年 8 月 30 日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榊 原 剛
同	小 泉 栄 正
同	西 沢 利 一

措置の通知書

令和4年度 随時監査（工事監査・後期）（4監査第89号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>3 建築基準法による道路後退部分にはみ出した工作物について (報告書3ページ)</p> <p>長野西34号線道路後退線整備工事において、現場実査のため現場確認を行うと、道路後退した部分の間際まで門柱が建てられ、その門柱の照明が道路にはみ出している状態であった。協議書類の写真などで確認すると、道路後退線整備前の現地確認時からこの状態であり、確認不足による見落としであった。</p> <p>本来、道路後退線整備事業は「要綱の取扱い基準」にあるように、「後退用地に障害物が残存していない場合」に行われる事業であり、支障工作物がある場合は原則着手できないものであることから事業の根幹に関わってくるものである。現地確認の徹底を図り、適切な対応及び指導をされたい。</p> <p>(建築指導課)</p> <p>4 ダンプトラックの過積載について (報告書3～4ページ)</p> <p>鏡池公衆トイレ建設建築工事において竣工写真を確認すると、ダンプトラックの荷台に砕石が過積載の状態で搬入作業が行われていた。</p> <p>過積載による運搬は前回の報告書にも記載したとおり、道路交通法第57条等に違反し、荷崩れ、車両横転のリスクのほか、制動距離が長くなるなど、危険な行為である。法令順守について、施工業者への指導を徹底し、適切に現場を監督されたい。</p> <p>(観光振興課 北部産業振興事務所)</p> <p>(意見)</p> <p>1 工事による境界杭の復旧について (報告書4ページ)</p> <p>国補川中島幹線道路築造工事において、現場実査のため現場確認を行うと、工事着手区間で道路両側の境界杭が工事により撤去されたままであった。境界杭の復旧は、道路の供用開始などの時点でまとめて行うことが一般的であるが、本件道路築造工事においては、復旧までに</p>	<p>当該工事については、ご指摘のとおり門柱の照明が道路にはみ出した状態であり、確認不足による見落としであることが判明した。</p> <p>本事業実施に当たり、道路後退整備着手前に現地において支障物等の有無について確認を行い、監督業務担当職員とも情報の共有を図り、再発防止に努めることを徹底した。</p> <p>当該照明については土地所有者と協議を行い撤去し、是正されたことを確認した。</p> <p>(建築指導課)</p> <p>監督業務担当職員の安全意識向上のため、過積載に係る事例の共有を行うとともに、工事着手時の施工計画書により、適切な運搬について具体的な対策が取られているか確認するなど、施工業者への指導を徹底し、再発防止を図った。</p> <p>(観光振興課 北部産業振興事務所) (建築課)</p> <p>工事着手前には、境界杭の設置状況を確認し、工事によりやむを得ず設置されていた境界杭を撤去した場合には、工事完了後、速やかに復旧を行っていく。</p> <p>(都市計画課)</p>

措置の通知書

令和4年度 随時監査（工事監査・後期）（4監査第89号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>相当の時間を要する見込みである。</p> <p>境界杭は官地（道路用地）と民地との境を決めるだけでなく、同時に民地と民地との境を決めていることから、境界に関する紛争を未然に防ぐため、速やかに復旧を行うことが望ましい。</p> <p>境界杭の復旧を集約して行うことによるコスト削減にも配慮しつつ、適切な復旧時期について検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">（都市計画課）</p>	

措置の通知書

令和4年度 随時監査（工事監査・後期）（4監査第89号）分

（長野市教育委員会分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 現場の完了確認について (報告書3ページ)</p> <p>保科小学校特別教室棟後付け屋根撤去工事において、現場実査のため現地確認を行うと、切れた通信線が手の届く高さまでぶら下がり、他にも緩んだ通信線があり、壁には何本もの木材がいつ倒れてもおかしくない状態で立て掛けられ、放置されていた。</p> <p>現場は小学校の敷地内であることを鑑みて、問題の通信線を本工事での撤去対象にすべきであったと考える。今後はこのようなことがないよう、学校施設の安全管理の徹底を図り、児童の事故防止に努められたい。</p> <p>(教育委員会総務課)</p> <p>2 小規模工事の分割発注について (報告書3ページ)</p> <p>保科小学校バックネット撤去工事においては、上記屋根撤去工事と監督員、施工業者、施工時期、工種内容がほぼ同じであり、現場及び内容を確認しても一緒に発注可能な解体工事であったと考えられる。</p> <p>本来工事契約においては、できる限り入札による競争原理を働かせるのが前提であり、安易な小規模工事（随意契約）分割発注は事業者選定に偏りが生じ、不利な価格での契約締結になるなど、多くのリスクが内在している。透明性や経済性を考慮し適正な工事発注に努められたい。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>	<p>切れた通信線及び緩んだ通信線については、切断し現場を改善した。竣工時の現場確認を含め安全管理を徹底していく。</p> <p>壁に立て掛けていた木材は、学校の稲作の活動において稲刈り後のはぜかけに使用するもので、事故防止のため児童の立ち入ることのない場所に保管するよう学校に指示し、安全管理の徹底を図った。</p> <p>(教育委員会総務課)</p> <p>保科小学校において施設・設備の定期点検を実施したところ、バックネットの劣化が進んでおり撤去の必要性が判明した。</p> <p>早急に対応するため、同校で施工中の特別教室棟後付け屋根撤去工事においてバックネット撤去の増工を検討したが、変更見込金額が契約金額の30%を超えたことから、長野市建設工事等設計変更及び契約変更事務取扱要領に基づき別途の契約とした。また、施工時期は、児童の安全を考慮し授業のない夏休み期間中としたことから、契約手続きが屋根撤去工事の直後となった。</p> <p>今後は、学校と連携して現地の状況を十分に調査し、適正な工事発注を行っていく。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>